

北上市告示甲第65号

北上市体調不良児保育事業費補助金交付要綱（令和2年北上市告示甲第47号）の一部を次のように改正し、令和5年度分の補助金から適用する。

令和5年9月29日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(補助金の額)</p> <p>第4 補助金の額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 基本額 事業実施期間が6月以上である場合にあつては <u>4,492,000円</u>、6月に満たない場合にあつては<u>2,246,000円</u></p> <p>(2) [略]</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第4 補助金の額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 基本額 事業実施期間が6月以上である場合にあつては <u>4,496,000円</u>、6月に満たない場合にあつては<u>2,248,000円</u></p> <p>(2) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	